

平成26年度「男女共同参画週間」実施要綱

〔平成26年5月12日〕
男女共同参画推進本部長決定

1 目的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

平成26年6月23日（月）から6月29日（日）までの1週間

3 主 唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体（都道府県、政令指定都市、男女共同参画宣言都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (3) 本年度は、女性の活躍推進による日本経済再生を重点としており、「家事場のパパヂカラ」というキャッチフレーズの下、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。
- (4) 4に掲げる機関・団体等に対して、(3)に掲げる広報啓発活動等の協力を依頼する。